

付議案第14号

福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和3年3月17日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、教育委員会に提出される申請書等への署名の義務付けを廃止し、もって行政手続における市民等の負担軽減及び行政手続のオンライン化に向けた環境作りを推進する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（平成31年福岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則
第1条中「押印」の次に「又は署名（以下「押印等」という。）」を加える。

第2条（見出しを含む。）中「押印」を「押印等」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（平成31年福岡市教育委員会規則第11号）の一部を改正する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="363 443 815 573">福岡市教育委員会規則で定める申請書等の<u>押印</u>の特例に関する規則 （趣旨）</p> <p data-bbox="280 595 839 904">第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、福岡市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への<u>押印</u>の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="328 972 647 1003">（<u>押印</u>の義務付けの廃止）</p> <p data-bbox="280 1025 839 1240">第2条 福岡市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、<u>押印</u>の義務付けを廃止するものとする。</p>	<p data-bbox="948 443 1399 573">福岡市教育委員会規則で定める申請書等の<u>押印等</u>の特例に関する規則 （趣旨）</p> <p data-bbox="866 595 1425 949">第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、福岡市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への<u>押印又は署名</u>（以下「<u>押印等</u>」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="914 972 1265 1003">（<u>押印等</u>の義務付けの廃止）</p> <p data-bbox="866 1025 1425 1240">第2条 福岡市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、<u>押印等</u>の義務付けを廃止するものとする。</p>

福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則案

1 改正の趣旨

福岡市に提出される申請書等への押印については、平成31年から押印義務の見直しに取り組んでおり、市単独で見直しが可能なものについては令和2年9月末でその全ての見直しが完了したところであるが、令和2年12月18日付府政経シ第631号「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」により規制改革・行政改革担当大臣より示された「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（令和2年12月18日【初版】内閣府）に鑑み、行政手続における市民等のさらなる負担軽減及び行政手続のオンライン化に向けた環境作りの推進に取り組むため、これまでの押印の義務付け廃止に加え、新たに署名の義務付けを廃止するものとし、押印・署名廃止の判断基準が改定されたところである（令和3年2月18日付総総第908号「市に提出される申請書等への押印廃止の判断基準改定について（通知）」）。

そこで、市長事務部局においては「福岡市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（平成31年福岡市規則第45号）」を、教育委員会においては「福岡市教育委員会で定める申請書等の押印の特例に関する規則（平成31年福岡市教育委員会規則第11号）」の一部を改正するもの。

2 改正の内容

福岡市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについて、署名の義務付けを廃止するもの。

3 施行期日

令和3年4月1日

各所属長

総務企画局行政部総務課長
総務企画局行政部行政マネジメント課長

市に提出される申請書等への押印廃止の判断基準改定について（通知）

標記の件について本市では、平成 31 年から押印義務の見直しに取り組んでおり、市単独で見直しが可能なものについては令和 2 年 9 月末でそのすべての見直しが完了したところですが、令和 2 年 12 月 18 日付府政経シ第 631 号により規制改革・行政改革担当大臣から示された「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和 2 年 12 月 18 日）」に即し、行政手続きにおける市民等のさらなる負担軽減及び行政手続きのオンライン化に向けた環境作りの推進に取り組むため、下記のとおり判断基準を改定しましたので通知します。

記

1 改定の概要

○「押印又は自署」を求めることとしている申請書等を見直し、記名での提出を原則とする。

○契約にかかる書類については、地方自治法第 234 条第 5 項にもとづき作成する「契約書」のみ押印を要するものとし、競争入札参加者に対して登録印の押印を義務付けている入札書、見積書、請求書、領収書等においては押印の義務付けを廃止する。

※申請者が法人であり、かつ、支出の根拠となる申請書等であっても見直しの対象とする。

2 押印・署名廃止の判断基準について 別紙 1 のとおり

3 押印・署名見直しの考え方 別紙 2 のとおり

【問い合わせ先】

総務企画局行政部総務課 岩室、金丸 711-4044（内線 1203）

総務企画局行政部行政マネジメント課 山口、小山 711-4136（内線 1142）

押印・署名廃止の判断基準

申請・届出等に伴う市民や事業者の負担を軽減し、行政手続きのオンライン化をさらに促進するため、市民等から市に提出される申請書等各種書類（以下「申請書等」という。）について、押印や署名の廃止を行うにあたり、廃止の判断基準は次のとおりとする。

1 押印廃止の判断基準

次に記載するもの以外は、原則押印を廃止する。

①地方自治法第234条第5項にもとづき作成する「契約書」

※協議書、覚書のように双方が記名押印を行うもので、契約書としての性質を備えているような場合を含む。（契約書以外の見積書、請求書、領収書等は押印・署名の廃止対象。）

②上記以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの

※国や県のガイドライン等に準じる必要があるものを含む。

③第三者へ提出し手続きを行う上で、当該第三者から押印が求められているもの

（例：第三者機関へ照会を行う際の調査同意書）

※この場合であっても、所管課から当該第三者へ見直しを提案するなど、積極的に働きかけ、可能な限り押印義務が不要となるよう調整すること。

④実印、銀行印、その他登録印の押印を求めているもの

※印影を印鑑登録証明書等と照合する場合に限る。

※実印と印鑑登録証明書の提出を求めている場合であっても、その必要性を改めて精査し、押印を求める合理的理由がない場合は、押印を廃止すること。

2 署名廃止の判断基準

署名を求めている場合（押印又は署名の選択制となっている場合も含む）、次に記載するもの以外は、原則署名の義務付けを廃止し、記名で可とする。

①国及び県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの

※国や県のガイドライン等に準じる必要があるものを含む。

②署名を求める実質的な必要性があるもの

③第三者へ提出し手続きを行う上で、当該第三者から署名が求められているもの

※この場合であっても、所管課から当該第三者へ見直しを提案するなど、積極的に働きかけ、可能な限り署名が不要となるよう調整すること。

*署名…自己の氏名を手書き（自署）すること。

記名…氏名を記載すること。（署名、ゴム印の押印、代筆、印刷されたもの、電磁的記録等により氏名を記すこと。）